

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

2018 年度（平成 30 年度）
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）

公募要領（案）

平成 31 年 3 月

一般財団法人環境イノベーション情報機構
一般社団法人環境技術普及促進協会

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

平成31年3月

一般財団法人環境イノベーション情報機構
一般社団法人環境技術普及促進協会

一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）及び一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から2018年度（平成30年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の執行団体として決定を受け、地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難所等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入することにより、温室効果ガスの排出抑制を行う事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業））（以下「本補助金」という）を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、ご熟読くださいますようお願いいたします。

本補助金の補助事業者として採択された場合には、2018年度（平成30年度）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

なお、採択された際には、政府が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」について、可能な範囲でご協力いただく可能性があります。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構及び協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 機構又は協会から補助金の交付決定を通知する前において契約を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構又は協会の承認を受けなければなりません。なお、機構又は協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただくことになります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

目次

1. 事業の目的	1
2. 対象事業	2
①公共施設に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（第1号事業）	2
② 民間施設等に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（第2号事業）	
②－1 民間業務用施設に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等を導入する事業（第2号事業の1）	9
②－2 民間施設等に防災・減災及びZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等、その他省エネ・省CO ₂ 性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業（第2号事業の2）	16
資料1 ZEBの対象設備について	25
3. 事業の実施	28
4. 主な評価ポイント	31
5. 応募に当たっての留意事項	32
6. 応募方法について	35
7. 公募説明会の開催について	36
8. 問い合わせ先	37
別表第1	38
別表第2	41
別表第3	44
参考1 ZEBについて	46
参考2 一次エネルギー消費量及び建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム）による計算について	47
参考3 補助金に係る消費税等の仕入控除について	48

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

○応募申請書類

[第1号事業]

- ・様式1-1 応募申請書
- ・別紙1-1 実施計画書

[第2号事業の1]

- ・様式1-2-1 応募申請書
- ・別紙1-2-1 実施計画書

[第2号事業の2 (ZEBの実現に資する事業)]

- ・様式1-2-2 応募申請書
- ・別紙1-2-2 実施計画書
- ・別添5 ZEB設計概要書

[共通]

- ・別紙2 経費内訳
- ・別添1 「ハード対策事業計算ファイル」
- ・別添2 施設別、設備別CO₂排出量削減効果等計算表
- ・別添3 導入量算出表
- ・別添4 太陽光発電、蓄電池設備システム価格算出表
- ・別添6 経理的基礎等に関する提出書類
- ・別添7 (地方公共団体用) 予算書抜粋表
- ・別添8 暴力団排除に関する誓約事項
- ・別添9 提出書類チェックリスト

(参考)

- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版 建設大臣官庁營繕部監修
(平成29年2月環境省地球環境局)
- ・建築設備耐震設計・施工指針2014年版 監修 独立行政法人建築研究所
- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業者申請者用>

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

1. 事業の目的

本事業は、地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、平時における地域の低炭素化を実現しつつ、災害時にも発電・電力供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー・蓄エネルギー・蓄電池システム等を導入することを目的とします。

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、機構又は協会の指示に従わない場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付要綱」の規定に基づき交付決定の取り消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

2. 対象事業

本補助金の対象事業は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とします。

①公共施設に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業 (第1号事業)

(1) 補助事業の実施に関する要件

▶事業要件

①地域防災計画等の策定又は締結状況について、以下のいずれかの状態であること。

- a 地域防災計画等において対象施設が既に位置づけられている。
- b 地域防災計画等において対象施設が位置づけられる予定である。

②平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。

③地中熱利用ヒートポンプ等の動力を必要とする再生可能エネルギー設備等については、災害時における当該設備の適切な稼動に十分な電源を確保すること。

④耐震性の有無について

補助対象設備を導入する施設について、以下のいずれかの耐震性を有していること。

- a 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- b 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」診断された建築物
- c 耐震改修整備を実施した建築物

⑤地域特性について

補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと。

- a 土砂災害危険性地域に想定される地域でないこと。
- b 浸水被害危険性地域に想定される場合は、浸水時にも設備を稼動させるための措置を講じること。

⑥別途定める方法により算定した結果、CO₂削減が図れるものであること。

* 地域防災計画とは、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第40条又は第42条に基づき、都道府県や市町村が設置した防災会議が作成するものであり、防災のために処理すべき業務等を定めた法定計画のことです。

* 地方公共団体との協定とは、防災拠点、避難施設等として位置づけられ、地方公共団体と締結された覚書等のことです。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

*本事業で目的とする「自立・分散型のエネルギー・システム」とは、避難施設や防災拠点等に必要な電力を賄うだけの発電設備（分散型電源）・熱利用設備を設置することにより、商用電力系統（火力、原子力、水力発電所などの大規模発電所で造られ、送電線を使って供給される電力）やガスインフラ等と効率的に組み合わせることでエネルギーを有効利用するのみならず、災害時など商用電力系統等が遮断される場合でも、安定的にエネルギーを供給することができるシステムのことを指します。

▶対象とする施設

対象とする施設等の内容	
補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、防災拠点等であることが地域防災計画又は地方公共団体との協定により定められ、かつそれに必要な耐震性を有する施設等とする。	
※以下が対象とする施設等の例示	
防災拠点	<ul style="list-style-type: none">●災害応急活動施設等<ul style="list-style-type: none">①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、 ④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫※その他、執行団体が認める施設等。
避難施設	<ul style="list-style-type: none">●避難所・収容施設等<ul style="list-style-type: none">①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、 ⑦観光交流施設（道の駅等）※その他、執行団体が認める施設等。
その他	<ul style="list-style-type: none">●執行団体が個別に認める施設

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

▶対象とする設備

対象とする設備の内容	
区分	内容
①防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム	<p>(1) 防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備</p> <p>原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備。</p> <p>※FIT（固定価格買取制度）の利用は不可。</p> <p>※廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外。</p> <p>(2) コジェネレーションシステム</p> <p>エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池。ただし、①BOS（停電対応）仕様を備えること、②ガス供給が途絶した場合の復旧計画を定め、経済的合理性の供給体制を備えること（都市ガス供給地域の場合、中圧管からガス供給すること）のものに限る。以下省エネルギー設備の内容欄に記載のコジェネレーションシステムについても同様。</p> <p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>
②省エネルギー設備 (※①の設備と併せて導入する場合に限る)	<p>(1) 高効率空調機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する空調機器に限る。</p> <p>(2) 高効率照明機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エ</p>

	<p>エネルギー発電設備、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。</p>
	<p>(3) 高効率給湯機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の給湯機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する給湯機器に限る。</p>
	<p>(4) 断熱材等</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の断熱材等に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて事業を継続させる建物のエリア内に導入する断熱材等に限る。</p>
	<p>(5) エネルギーマネジメントシステム</p> <p>対象施設内に設置するものであり、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する機器について、熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器等に限る。ただし、補助対象経費としては、(1)～(3)の補助対象設備の容量等により按分されるものとする。</p>
	<p>(6) 変圧器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の変圧器に対して省エネ効果が得られるものに限る。ただし、補助対象経費としては、(1)～(3)の補助対象設備の容量等により按分されるものとする。</p>
	<p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>

上記に付帯する設備 (※上記の設備と併せて導入する設備) ただし、以下の要件をいずれも満たす場合は、蓄電池設備のみの設置も可 ① 既存の再生可能エネルギー設備と接続し、蓄電池設備を導入する前より温室効果ガスが排出抑制されること ② 既存の再生可能エネルギー設備は、固定価格買取制度を適用していないこと ③ 平時及び災害時とも稼働すること。	<p>(1) 蓄電池設備（太陽発電設備を導入する場合は必須。）</p> <p>据置型（定置型）に限る。</p> <p>停電時のみに利用する非常用予備電源は除く。</p> <p>また、原則系統からの充電は行わず、再生可能エネルギーによって発電した電気を蓄電するものであり、平時ににおいて充放電を繰り返すことを前提とした設備のこと。</p> <p>(2) 配管等</p> <p>(3) 自営線</p> <p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>
--	--

（2）補助金の応募を申請できる者

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業（上記アと共同申請する事業者）
- ウ 上記ア及びイ以外の法人であって、上記ア及びイに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

（3）補助率

事業区分	申請者	補助率
第1号事業	財政力指数が0.8未満の政令市未満市区町村等	3／4
	財政力指数が0.8以上の政令市未満市区町村等	2／3
	都道府県・政令市・民間団体等	1／2

（4）補助事業期間

補助事業期間は原則として単年度内とします。

なお、本予算は、財政法（昭和22年法律第34号）第14条の三に規定する繰越明許費として、国会の議決を経ております。ただし、繰越明許手続きについては、財務大臣の承

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

認を得る必要があり、今後、環境省において当該手続きを必要に応じて行う予定としております。

（5）応募に必要な書類

	応募に必要な書類	備 考
ア	【様式1-1】応募申請書	※補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。
イ	【別紙1-1】実施計画書	※補助要件を確認できる書類（設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠）等の資料を必ず添付してください。
ウ	【別紙2】経費内訳	※金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付してください。
エ	【別添1】ハード対策事業計算ファイル	<p>導入予定の設備ごと（再エネ（太陽光、風力、バイオマス等）、省エネ設備（照明、空調等））に作成してください。 作成方法は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞」と「【防災減災】ハード対策事業計算ファイル作成について」を参照してください（後日機構HPに掲載予定）。</p> <p>また、ハード対策事業計算ファイルと別に設備ごとの【CO₂削減量】、【CO₂削減率】及び【費用対効果】を整理した表も作成してください。</p>
オ	【別添2】施設別・設備別 CO ₂ 排出削減効果等計算表	
カ	【別添3】導入算出表	災害時における稼働する特定負荷を記入して導入量を算出してください。
キ	【別添4】太陽光発電、蓄電池設備システム価格算出表	
ケ	【別添6】経理的基礎等に関する提出書類	<p>民間団体が代表事業者として申請する場合 「経理的基礎等に関する提出書類」に従い、経理状況説明書（直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。）</p> <p>また、申請者が個人企業及び地方公営企業法の適用を受ける鉄軌道事業者の場合は提出を要しない。さらに認可を受けているもの等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。</p>
コ	【別添7】（地方公共団体用）予算書抜粋表	地方公共団体のみ

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

サ	定款及び寄付行為等	代表事業者(共同事業者ある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等の業務概要がわかる資料及び定款又は寄付行為(申請者が個人事業主の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。 また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)
	行政機関から通知された許可書等の写し	法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し
シ	その他参考資料	
ス	【別添8】暴力団排除に関する誓約事項	
セ	【別添9】提出書類 チェックリスト	

② 民間施設等に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（第2号事業）

②-1 民間業務用施設に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等を導入する事業（第2号事業の1）

（1）補助事業の実施に関する要件

▶事業要件

①地域防災計画又は地方公共団体との協定等の策定又は締結状況について、以下のいずれかの状態であること。

- a 地域防災計画において対象施設が既に位置づけられている
- b 対象施設に関する地方公共団体との協定を締結済みである
- c 事業終了までに対象施設に関する地方公共団体との協定を締結予定である（応募申請時に、当該地方公共団体との協定締結に向けた調整状況を添付すること）

②平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。

③地中熱利用ヒートポンプ等の動力を必要とする再生可能エネルギー設備等については、災害時における当該設備の適切な稼動に十分な電源を確保すること。

④耐震性の有無について

補助対象設備を導入する施設について、以下のいずれかの耐震性を有していること。

- a 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- b 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」診断された建築物
- c 耐震改修整備を実施した建築物

⑤地域特性について

補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと。

- a 土砂災害危険性地域に想定される地域でないこと。
- b 浸水被害危険性地域に想定される場合は、浸水時にも設備を稼動させるための措置を講じること。

⑥補助対象設備を導入する施設が既存のものであること（施設の新築及び建替は補助対象外）。

⑦CO₂削減が図れるものであること。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

* 地域防災計画とは、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条又は第 42 条に基づき、都道府県や市町村が設置した防災会議が作成するものであり、防災のために処理すべき業務等を定めた法定計画のことです。

* 地方公共団体との協定とは、災害時に地域住民が活用する防災拠点、避難施設等として位置づけられ、地方公共団体との間で締結された協定等のことです。

* 本事業で目的とする「自立・分散型のエネルギー・システム」とは、避難施設や防災拠点等に必要な電力を賄うだけの発電設備（分散型電源）・熱利用設備を設置することにより、商用電力系統（火力、原子力、水力発電所などの大規模発電所で造られ、送電線を使って供給される電力）やガスインフラ等と効率的に組み合わせることでエネルギーを有効利用するのみならず、災害時など商用電力系統等が遮断される場合でも、安定的にエネルギーを供給することができるシステムのことを指します。

▶ 対象とする施設

対象とする施設等の内容	
地域防災計画又は地方公共団体との協定により、 <u>災害時に地域住民が活用する防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき民間施設</u> と位置付けられる施設	
防災拠点	●民間の医療機関・診療施設、物資供給拠点（スーパーマーケット、ドラッグストアなどの小売店） 等
避難施設	●災害時に避難所、一時避難所として運営可能な施設（事務所、私立学校） 等
その他	●執行団体が個別に認める施設

▶対象とする設備

対象とする設備の内容	
区分	内容
①防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム	<p>(1) 防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備</p> <p>原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備。</p> <p>※FIT（固定価格買取制度）の利用は不可。</p> <p>※廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外。</p> <p>(2) コジェネレーションシステム</p> <p>エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池。ただし、①BOS（停電対応）仕様を備えること、②ガス供給が途絶した場合の復旧計画を定め、経済的合理性の供給体制を備えること（都市ガス供給地域の場合、中圧管からガス供給すること）のものに限る。以下省エネルギー設備の内容欄に記載のコジェネレーションシステムについても同様。</p> <p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>
②省エネルギー設備等 (※①の設備と併せて導入する場合に限る)	<p>(1) 高効率空調機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する空調機器に限る。</p> <p>(2) 高効率照明機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。</p>

	<p>(3) 高効率給湯機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の給湯機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及び蓄電設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する給湯機器に限る。</p> <p>(4) エネルギーマネジメントシステム</p> <p>対象施設内に設置するものであり、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する機器について、熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器等に限る。ただし、補助対象経費としては、(1)～(3)の補助対象設備の容量等により按分されるものとする。</p> <p>(5) 変圧器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の変圧器に対して省エネ効果が得られるものに限る。ただし、補助対象経費としては、(1)～(3)の補助対象設備の容量等により按分されるものとする。</p> <p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>
上記に付帯する設備 (※上記の設備と併せて導入する設備) ただし、以下の要件をいずれも満たす場合は、蓄電池設備のみの設置も可 ① 既存の再生可能エネルギー設備と接続し、蓄電池設備を導入する前より温室効果ガ	<p>(1) 蓄電池設備（太陽発電設備を導入する場合は必須。）</p> <p>据置型（定置型）に限る。</p> <p>停電時のみに利用する非常用予備電源は除く。</p> <p>また、原則系統からの充電は行わず、再生可能エネルギーによって発電した電気を蓄電するものであり、平時ににおいて充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(2) 配管等</p>

スが排出抑制されること ② 既存の再生可能エネルギー設備は、固定価格買取制度を適用していないこと ③ 平時及び災害時とも稼働すること。	※その他、執行団体が認めるもの。
---	------------------

（2）補助金の応募を申請できる者

- ア 民間企業
- イ 個人事業主
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- カ 上記アからオまでの法人以外の法人であって、上記アからオに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

（3）補助率

事業区分	補助率
第2号事業の1	1／2

（4）補助事業期間

補助事業期間は原則として単年度内とします。

なお、本予算は、財政法（昭和22年法律第34号）第14条の三に規定する繰越明許費として、国会の議決を経ております。ただし、繰越明許手続きについては、財務大臣の承認を得る必要があり、今後、環境省において当該手続きを必要に応じて行う予定としております。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

(5) 応募に必要な書類

	応募に必要な書類	備 考
ア	【様式 1-2-1】 応募申請書	※補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。
イ	【別紙 1-2-1】 実施計画書	※補助要件を確認できる書類（設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠）等の資料を必ず添付してください。
ウ	【別紙 2】 経費内訳	※金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付してください。
エ	【別添 1】 ハード対策 事業計算ファイル	導入予定の設備ごと（再エネ（太陽光、風力、バイオマス等）、省エネ設備（照明、空調等））に作成してください。 作成方法は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞」と「【防災減災】ハード対策事業計算ファイル作成について」を参照してください（後日機構HPに掲載予定）。 また、ハード対策事業計算ファイルと別に設備ごとの【CO ₂ 削減量】、【CO ₂ 削減率】及び【費用対効果】を整理した表も作成してください。
オ	【別添 2】 施設別・設備 別CO ₂ 排出削減効果等計算表	
カ	【別添 3】 導入算出表	災害時における稼働する特定負荷を記入して導入量を算出してください。
キ	【別添 4】 太陽光発電、 蓄電池設備システム 価格算出表	
ケ	【別添 6】 経理的基礎等 に関する提出書類	民間団体が代表事業者として申請する場合 「経理的基礎等に関する提出書類」に従い、経理状況説明書（直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。） また、申請者が個人企業及び地方公営企業法の適用を受ける鉄軌道事業者の場合は提出を要しない。さらに認可を受けているもの等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

サ	定款及び寄付行為等	代表事業者(共同事業者ある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等の業務概要がわかる資料及び定款又は寄付行為(申請者が個人事業主の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。 また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)
	行政機関から通知された許可書等の写し	法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し
シ	その他参考資料	
ス	【別添8】暴力団排除に関する誓約事項	
セ	【別添9】提出書類 チェックリスト	

②－2 民間施設等に防災・減災及びZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等、その他省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業（第2号事業の2）

▶ZEBとは

ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」のことと言います。

詳細は参考1をご参照ください。

（1）補助事業の実施に関する要件

▶事業要件

①地域防災計画又は地方公共団体との協定の策定又は締結状況について

以下のいずれかの状態であること。

〈地方公共団体所有施設の場合〉

- a 地域防災計画に対象施設が既に位置づけられている。
- b 対象施設を事業終了後3年度以内に地域防災計画に位置づける予定であること（位置づけに向けた状況について、補助事業の完了日の属する年度の終了後3年度にわたり提出いただく事業報告書にて環境省へ報告すること）。

〈民間団体等所有施設の場合〉

- a 地域防災計画において対象施設が既に位置づけられている。
- b 対象施設に関する地方公共団体との協定を締結済みである。
- c 事業終了までに対象施設に関する地方公共団体との協定を締結予定である（応募申請時に、当該地方公共団体との協定締結に向けた調整状況を添付すること）。

②平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。

③地中熱利用ヒートポンプ等の動力を必要とする再生可能エネルギー設備等については、災害時における当該設備の適切な稼動に十分な電源を確保すること。

④耐震性の有無について

補助対象設備を導入する施設について、以下のいずれかであること

- a 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物
- b 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」診断された建築物

c 耐震改修整備を実施した建築物

⑤地域特性について

補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと。

- a 土砂災害危険性地域に想定される地域でないこと。
- b 浸水被害危険性地域に想定される場合は、浸水時にも設備が稼動させるための措置を講じること。

⑥建物（外皮）性能について

建築物省エネ法第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」（以下「誘導基準」という。）における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準（以下「外皮性能基準」という。）に適合していること及びそれを証するに必要な資料を添付すること。

⑦一次エネルギー消費量について

建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能 基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上低減すること。

*再生可能エネルギーを利用した発電量を考慮しないこと。

*建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラムWEBプログラム※）を使用して算出してすること。詳細は参考2をご参照ください。

※国立研究開発法人建築研究所ホームページ【URL:<http://www.kenken.go.jp/becc/>】

⑧エネルギー利用に関する要件について

熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS装置等の導入）。取得データについては、1時間に1回以上計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。

⑨環境性能の表示に関する要件について

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS））において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を事業開始後速やかに取得し、「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出すること。

なお、第三者認証取得に当たっては、第三者認証における申請建物用途と本事業申請における建築用途を合致させ、原則として本事業申請時と同じ計算方法を用いること。実用途とかけ離れた室用途を選択して計算した場合は、BELSにおける審査結果と本事業の計算結果が整合しない可能性があるため留意すること。

第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、あるいは本事業の

要件に不適合となった場合は、補助金の交付を行わない。ただし、第三者認証による省エネルギー性能表示の計算方法と本事業の申請に用いた計算方法が異なる事に合理的な理由があり、かつ、本事業の申請に用いた計算に誤りがないことが確認された場合はこの限りではない。

⑩ZEB リーディング・オーナー＊1 への登録、ZEB プランナー＊2 の関与について

本事業へ申請する場合は、ZEB リーディング・オーナーへの登録を必須要件とする。交付決定後、実績報告時までに、必ず ZEB リーディング・オーナーへの登録申請を行うこと。

また、全ての事業について ZEB プランナーが関与する事業であること。その場合、ZEB プランナーは交付決定時までに登録が完了している者であること。

* 1 ZEB リーディング・オーナー：「ZEB ロードマップ」の意義に基づき、自らの ZEB 普及目標や ZEB 導入計画、ZEB 導入実績を一般に公表する先導的建築物のオーナー

* 2 ZEB プランナー：「ZEB ロードマップ」の意義に基づき、「ZEB 設計ガイドライン」や自社が有する「ZEB や省エネ建築物を設計するための技術や設計知見」を活用して、一般に向けて広く ZEB 実現に向けた相談窓口を有し、業務支援（建築設計、設備設計、設計施工、省エネ設計、コンサルティング等）を行い、その活動を公表するもの

⑪技術や設計手法、コスト等の情報開示について

本事業を通じて提出された次のデータ等の事業成果については、ZEB の普及促進のため広く一般に公表する。

- ・全景写真（またはパース図等）
- ・設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<Excel シート>及び、計算結果（外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位）
- ・設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要（用途、既築・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延べ床面積）
- ・設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要（省エネルギーシステム概念図、仕様等）

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

▶対象とする施設

以下①～③を全て満たすものであること

①建築物の用途

【補助対象となる建築物の用途】

用途	具体例		対象外建物の例
事務所等	事務所、官公署等		
ホテル等	ホテル、旅館等		
病院等	病院、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等		
物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケット等		
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等		
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等		
集会所等	図書館等	図書館、博物館等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場、キヤバレー、映画館、カラオケボックス、パチンコ屋、競馬場・競輪場
	体育館等	体育館、公会堂、集会場等	

※その他これらに類する用途に供されると機構又は協会において判断される建築物

②対象床面積・所有者等

- a 地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む）の所有する施設等（面積要件なし）
- b 上記以外の者が所有する業務用施設等（延床面積 10,000 m²未満の新築建築物、又は延床面積 2,000 m²未満の既存建築物に限る）

③防災拠点・避難施設等であること

②の a

対象とする施設等の内容	
補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、防災拠点等であることが地域防災計画により定められ、又は定められる予定であって、かつそれに必要な耐震性を有する施設等とする。	
※以下が対象とする施設等の例示	
防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●災害応急活動施設等 <ul style="list-style-type: none"> ①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設 <p>※その他、執行団体が認める施設等。</p>
避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所・収容施設等 <ul style="list-style-type: none"> ①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥観光交流施設（道の駅等） <p>※その他、執行団体が認める施設等。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●執行団体が個別に認める施設

②の b

対象とする施設等の内容	
地域防災計画又は地方公共団体との協定により、 <u>災害時に地域住民が活用する防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき民間施設等</u> と位置づけられる施設	
※ <u>地域防災計画については応募申請時点で当該計画に位置付けられていること、地方公共団体との協定については事業完了時までに協定を締結していることを要件とする。</u>	
防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●民間の医療機関・診療施設、物資供給拠点（スーパーマーケット、ドラッグストアなどの小売店）等
避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に避難所、一時避難所として運営可能な施設（事務所、私立学校）等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●執行団体が個別に認める施設

▶対象とする設備

資料1 参照のこと

（2）補助金の応募を申請できる者

- ア 民間企業
- イ 個人事業主
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- キ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ク 上記アからキまでの法人以外の法人であって、上記アからキに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

（3）補助率

事業区分	補助率
第2号事業の2	<p>2／3</p> <p>上限額は①～③のいずれか。</p> <p>①延床面積10,000m²未満の民間建築物（新築に限る） 上限5億円／年（延床面積2,000m²未満の場合は上限3億円／年）</p> <p>②延床面積2,000m²未満の民間建築物（既設に限る） 上限3億円／年</p> <p>③地方公共団体所有の建築物（面積制限なし） 上限5億円／年（延床面積2,000m²未満の場合は上限3億円／年）</p>

（4）複数の権利者によって共同所有される建物の場合

共同所有される建物について本補助金の申請を行う場合は、所有者全員による共同申請を行うものとする。この場合、いずれかの所有者を代表申請者として選任すること。ただし、所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合は、「その他環境大臣が適当と認める者」に該当するため、承認を受けずに申請することはできないので、事前に機構及び協会を通じて協議を行う。なお、地方公共団体と民間企業によって共有される建築物については、対象施設に面積要件を設けない。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

（5）複数の権利者によって区分所有される建物の場合

区分所有者及び議決権の各4分の3以上の賛成を得て、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人を代表として申請すること。この場合、申請時に規約と事業に関する集会の決議を提出すること。なお、地方公共団体と民間企業によって区分所有される建築物については、対象施設に面積要件を設けない。

（6）設備所有者と建物所有者が異なる場合

申請時に建物所有者全員の設備設置承諾書を提出することにより、設備設置者単独で申請できるものとする。

（7）ファイナンスリースまたは ESCO 事業

設備導入をファイナンスリース契約あるいはシェアードセイビングス方式の ESCO 契約により行う場合、リース事業者あるいは ESCO 事業者を代表事業者とし、建築主等を共同申請者とする。

その際、交付の条件として、リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする。

（8）代行申請

建築物省エネ法の知識を有する者、プロパティマネジメント会社等の当該テナントビルの経営を代行する者、設備のメンテナンス等を担う法人等（以下「手続代行者」という。）が、建物所有者に代わり申請手続きを行うことを認める。

この場合、代表事業者は建物所有者又は運営者とし、手続代行者を申請書の代行申請者欄に記載すること。なお、原則、交付申請後の手続代行者の変更は認めない。手続代行者は原則申請書類に関する問合せや訂正依頼、建築に関する技術的な問合せ等の全てに対応すること。

（9）補助事業期間

補助事業期間は原則として単年度内とします。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができます。

なお、本予算は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 14 条の三に規定する繰越明許費として、国会の議決を経ております。ただし、繰越明許手続きについては、財務大臣の承認を得る必要があり、今後、環境省において当該手続きを必要に応じて行う予定としております。また、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられます。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

た場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

(10) 応募に必要な書類

	応募に必要な書類	備 考
ア	【様式 1-2-2】 応募申請書	<u>※補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。</u>
イ	【別紙 1-2-2】 実施計画書	<u>※補助要件を確認できる書類（設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠）等の資料を必ず添付してください。</u>
ウ	【別紙 2】経費内訳	<u>※金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付してください。</u>
エ	【別添 1】ハード対策 事業計算ファイル	<p><u>導入予定の設備ごと(再エネ(太陽光、風力、バイオマス等)、省エネ設備(照明、空調等)に作成してください。</u> <u>作成方法は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請用>」と「【防災減災】ハード対策事業計算ファイル作成について」を参照してください（後日機構HPに掲載予定）。</u></p> <p><u>また、ハード対策事業計算ファイルと別に設備ごとの【CO₂削減量】、【CO₂削減率】及び【費用対効果】を整理した表も作成してください。</u></p>
オ	【別添 2】施設別・設備 別 CO ₂ 排出削減効果等 計算表	
カ	【別添 3】導入算出表	災害時における稼働する特定負荷を記入して導入量を算出してください。
キ	【別添 4】太陽光発電、 蓄電池設備システム 価格算出表	
ク	【別添 5】ZEB 設計概要 書	

ケ	【別添6】経理的基礎等に関する提出書類	<p>民間団体が代表事業者として申請する場合 「経理的基礎等に関する提出書類」に従い、経理状況説明書（直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。）</p> <p>また、申請者が個人企業及び地方公営企業法の適用を受ける鉄軌道事業者の場合は提出を要しない。さらに認可を受けているもの等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。</p>
コ	【別添7】（地方公共団体用）予算書抜粋表	地方公共団体のみ
サ	定款及び寄付行為等	<p>代表事業者（共同事業者ある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等の業務概要がわかる資料及び定款又は寄付行為（申請者が個人事業主の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）を提出すること。</p> <p>また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）</p>
	行政機関から通知された許可書等の写し	法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し
シ	その他参考資料	
ス	【別添8】暴力団排除に関する誓約事項	
セ	【別添9】提出書類チェックリスト	

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

資料1 ZEBの対象設備について

（1）補助対象費用の区分

設計費 (交付規程では工事費に含まれる)	補助事業に必要な建築設計、設備設計等の実施設計費、建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証（ZEB Ready以上）を受けるために必要な費用
設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・高性能な建築材料・計測装置等の購入、製造（改修を含む）等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く）
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する経費

（2）注意事項

- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・補助申請者に所有権のあるもの。
- ・導入する設備等は全て新品に限る。

（3）補助対象となる設備費等の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目
設計費	建築および設備設計費等	補助事業に必要な実施設計に限る	建築設計、設備設計※1 省エネルギー計算等（設計業務に係る仕様書等の提出が必須） 省エネルギー性能の表示に係る費用※2
断熱	断熱等 (省エネルギー計算ができること)	建物（外皮）性能が向上する場合に限る	断熱材（断熱材のみ。断熱扉の断熱材以外の装飾等に關わる部分等は対象外）、Low-E複層ガラス、高性能窓（断熱・遮熱性能に優れているもの）、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等
		高性能保溫材	配管・ダクト保溫の交換・新設についても高性能保溫材
設備費	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン（GHP、EHP）※3
		複数の機器の組み合わせ	熱回収（熱回収型ヒートポンプと蓄熱槽）、氷蓄熱と大温度差搬送などの組み合わせ
	熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
	ポンプ	省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ（熱源二次ポンプを含む）
	空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、輻射冷暖房システム等

**本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。**

			(標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外)
	給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等（潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカランまでの配管は対象外）
換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	インバータ制御ファン、モータダンパ等
照明	照明機器	高効率機器及び器具に限る	LED 照明（既築）、制御付 LED 照明※4、有機 EL 照明、照度センサ、人感センサ、光ダクト、ミラー集光装置付きトップライト、照明制御盤、制御用配管配線及び付属品等（屋外設置の照明、非常灯、誘導灯等法定設備にあたるものは対象外、併用型も一律対象外）
	再生可能・未利用エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備。 ＊FIT（固定価格買取制度）の利用は不可。 ＊廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外。
再エネ他	コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ（燃料電池を含む） ＊エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池。ただし、①BOS（停電対応）仕様を備えること、②ガス供給が途絶した場合の復旧計画を定め、経済的合理性の供給体制を備えること（都市ガス供給地域の場合、中圧管からガス供給すること）のものに限る。
	蓄電システム	創蓄連携に限る <u>（太陽光発電設備を導入する場合は必須）</u>	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤 ＊据置型であって、再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、平時・災害時ともに利用するものに限る。 ＊停電時のみに利用する非常用予備電源は除く。
電源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス（本体のみ） (第2次トップランナー基準で定められたものに限る)
	負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
BEMS (自動制御機器含む)		制御部	制御機器※5（センサ、アクチュエータ、コントローラ等）、盤類※5（自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等）、自動制御関連設備（VAV等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力量計、ガスマーター等）、制御用配管配線及び付属品
		監視部	中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェイス、リモートステーション等）、通信装置（ルータ等）、制御用配管配線及び付属品
		管理部	BEMS 装置※6
工事費	工事費※7	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る※8※9	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※10、工事者の現場経費※10等

※1 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めない。

※2 建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready いずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代等）。交付決定日以降に取得したものであること。

※3 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限り補助対象とする。

- ※4 在室検知制御、明るさ感知制御、タイムスケジュール制御とする。
- ※5 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。
- ※6 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。
- ※7 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。
- ※8 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。（試掘・残土処分は対象外）
- ※9 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。
補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。
- ※10 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

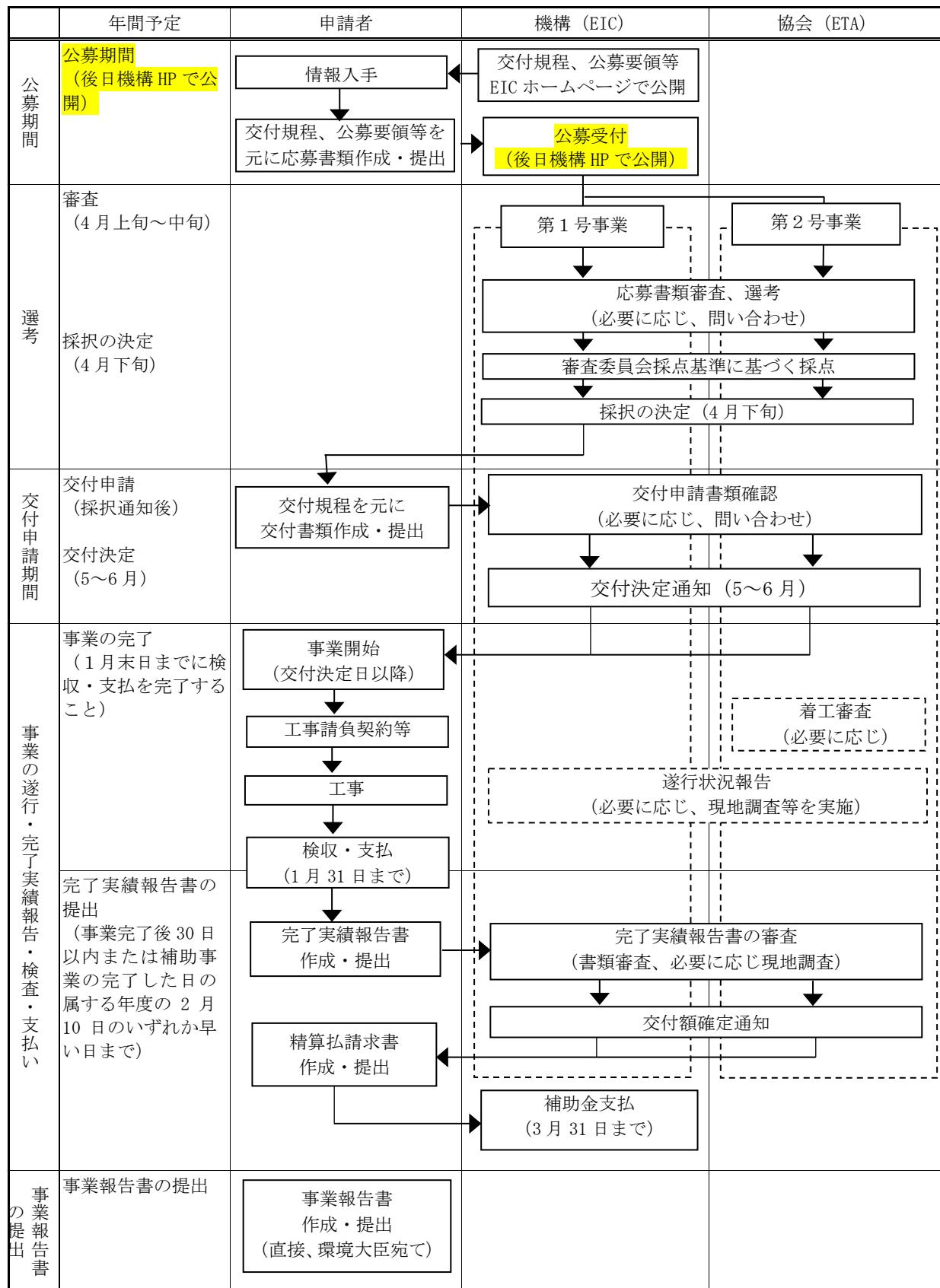
▶補助対象とならない主な経費（例）

- ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・ 給排水衛生関係（水栓金具等）
- ・ 冷蔵／冷凍設備（ショーケース等）
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策（サーバーのクラウド化等）
- ・ 家電に類するもの（ルームエアコンを除く）
- ・ 内装、家具類（カーテン、ブラインド等を含む）
- ・ 外装仕上げ材、シャッター、雨戸等
- ・ 再生可能エネルギーによる発電設備(固定価格買取制度等による売電を行なうもの)
- ・ 遮熱・断熱塗料、遮熱フィルム
- ・ 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う
(機構及び協会に確認のこと)
- ・ 設備に関わる消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備（エレベーター、エスカレータ）
- ・ 運用に係る経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない経費等

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

3. 事業の実施

(1) 事業スケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある）



（2）審査による採択

応募申請書類を受理後、外部有識者等から構成される審査委員会での審査を経て、補助事業の採択又は不採択いずれかの結果を応募者に通知します。審査期間は、公募締め切り後、1か月程度を予定しています。

具体的な審査基準については今後審査委員会にて決定されますが、審査のポイントは「4. 主な評価ポイント」の内容を想定しています。

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見は対応いたします。

（3）交付申請

採択通知を受けた応募者には、補助金の交付申請書を機構又は協会に提出していただきます。交付申請の手続は交付規程に従って行ってください。

（4）交付決定

提出された交付申請書の審査を行い、申請内容が適当と認められたものについては交付の決定を行います。

（5）補助事業の開始

補助事業者は、交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができます。

機構又は協会が公募を開始した日以降から交付決定を受ける日までの間に補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日が交付決定日より前となる補助事業の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

また、当該契約の相手方を選定するに当たっては、原則として競争原理が働く手続によらなければなりません。

補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

第2号事業の2（ZEBの実施に資する事業）については以下の内容をご留意ください。

○第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、あるいは本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を行わない。ただし、第三者認証による省エネルギー性能表示の計算方法と本事業の申請を用いた計算方法が異なるこ

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

とに合理的な理由があり、かつ、本事業の申請に用いた計算に誤りがないことが確認された場合はこの限りではない。

○設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ（省エネ評価を含んだもの）により設計者や施工請負業者が決定している場合、業者決定についてその結果を認める（3社以上の見積は不要）。ただし、補助対象範囲に関する工事開始は交付決定日以降とすること。

（6）補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定された補助事業内容を変更しようとするときは、変更内容によっては変更交付申請書又は計画変更承認申請書を機構又は協会に提出する必要があります。機構又は協会に必ず相談してください。

（7）完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を機構又は協会に提出しなければなりません。

なお、補助事業の支払完了日については、当該年度の1月末日を超えないようにしてください。

機構又は協会は、上記完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じた現地確認を実施し、補助事業の実施結果が本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者に通知します。

（8）補助金の支払

補助事業者は、機構又は協会から確定通知を受けた後、【機構（一般財団法人環境イノベーション情報機構）】に精算払請求書を提出していただきます。その後機構から補助金を支払います。

ご注意：精算払請求書の提出先は上記1か所です。間違えないようお願いします。

（9）その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、ご参照ください。

4. 主な評価ポイント

[実施計画書]

① 実施体制、事業スケジュール、設備導入実績、財政力指数（第1号事業に限る）、他の補助金との関係、導入施設、導入設備が記入されているか。

② 事業概要

平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能なり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入の意義を理解しているか。補助対象事業を基にした今後の発展が期待できるか。

③ 国の政策への取組み状況。

④ 太陽光発電・蓄電池設備のシステム価格。

⑤ 平時における役割

平時において果たす多用途かつ副次的効果等への活用は見込めるか。継続的かつ適切な保守管理・活用が見込めるか。設備ごとにCO₂削減効果があるか。

⑥ 災害時における役割

災害時において施設等の果たす役割・機能が充分に果たせるようになっているか。

⑦ エネルギー起源CO₂排出削減効果

対象設備のCO₂削減量（t-CO₂/年）削減率（%）及びランニングコスト削減額が明記されているか。設備導入によるエネルギー起源CO₂削減量及び削減率や費用対効果（1t-CO₂あたりのコスト）、ランニングコスト削減額の高い取組か。

⑧ 普及効果

事業がもたらす地域への貢献（他施設や他の自治体への水平展開や地域住民への副次的効果などの普及啓発を含む）が高い取組か。

⑨ ZEBにおける設計目標『ZEB』、「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」により判断。（第2号事業の2に限る）

5. 応募に当たっての留意事項

本補助金の交付については、平成30年度予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

（1）補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、機構又は協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

※「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」参照

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotasu/2804_160323set.pdf

（2）補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります（補助対象経費は別表第2参照）。

①補助対象施設及び経費の範囲

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費

・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人工費及び共済費を除きます。

・設備費、工事費について

エネルギー起源CO₂の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。補助事業の実施に必要な設備器具の設計費、システム設計費等は工事費の「測量及試験費」に計上してください。

・消費税の取り扱いについて

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では消費税の取扱いが異なります。詳細については、「参考3 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照願います。

②補助対象外経費の代表例

・本補助金への申請手続きに係る経費

- ・官公庁等への申請・届出等に係る費用
 - ・既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費・工事監理費も含む。）
 - ・既存設備の更新であっても機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
 - ・数年で定期的に更新する消耗品（予備品）
 - ・技術実証や研究開発段階の設備（検証性の高いもの）
 - ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
 - ・〈間接工事費〉補助対象外の直接工事に相当する間接工事費（直接工事費で按分して除すこと。）
 - ・〈測量及試験費〉補助対象外の工事に相当する実施設計費及び工事監理費（工事費で按分して除すこと。）
- 注）なお、補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

③補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出してください。

④取得財産の管理について

補助事業者は、交付規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については「取得財産管理台帳」を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構又は協会の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

⑤二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供

補助事業者が、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、機構又は協会が求める場合があります。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

⑥事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、実施要領に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、年度末までに当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程に示す様式により事業報告書を環境大臣に報告してください。補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

なお、3年間の期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果、当該施設の利用状況等を含めたものとしてください。

6. 応募方法について

（1）応募方法

補助事業に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子データ（CD-R/DVD-R）を公募期間内に郵送又は持参により【機構（一般財団法人環境イノベーション情報機構）】に提出していただきます。

（2）公募期間

後日機構ホームページにて公表。

*ご注意 いかなる理由があっても期限後の応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

（3）提出部数

該当する書類（紙）2部（正本1部、副本1部（コピー可））、これを保存したCD-R/DVD-Rを1部提出してください。（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）電子媒体に保存する電子データは、所定の形式で必ず保存してください。

ただし、【別添8】暴力団排除に関する誓約事項、【別添9】提出書類チェックリストについては、該当書類（紙）のみ1部の提出で結構です。なお、提出された書類については返却しませんので、写しを控えておいてください。

※提出資料は以下の要領でファイリングして提出してください。

- ・書類はホッチキス止めせずにパンチ穴をあけ正本、副本1部ごとにファイリングしてください。
- ・それぞれの書類ごとの前ページに、インデックスを付し「様式1-1」等記入した「あい紙」を挿入してください。書類にはインデックスを直接付さないでください。

（4）提出方法

応募に必要な書類（紙）と電子媒体、並びに「提出書類チェックリスト」（ダウンロードし必要事項を記入）を同封して、提出期限までに、郵送又は持参により機構へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません。）。

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業応募書類（第1号事業、第2号事業の1、又は、第2号事業の2）」を朱書きで明記してください。

（5）提出先

一般財団法人環境イノベーション情報機構

「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」担当宛

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町38 烏本鋼業ビル3階

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

7. 公募説明会の開催について

本補助金に係る公募説明会を平成31年3月4日（月）～3月14日（木）の間、全国8か所で開催を予定しています。

説明会に関する詳しい内容及び参加申し込み等につきましては、機構のウェブサイト（<http://www.eic.or.jp/>）をご覧ください。

なお、説明会では公募要領等の資料を原則配布いたしませんので、必要な資料はご持参ください。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

8. 問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように事業者名及び事業区分（第1号事業、第2号事業の1、または第2号事業の2）を記入してください。

また、メール末尾にご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

また、電話による対応は受け付けておりません。

<メール件名記入例>

【〇〇〇市】第2号事業の1
問い合わせ

<問い合わせメールアドレス>

bousai@jigyo.eic.or.jp

<問い合わせ先>

一般財団法人環境イノベーション情報機構
担当：事業部
林田（はやしだ）、大久保（おおくぼ）

<問い合わせ期間>

平成31年3月4日(月)～平成31年3月22日(金)

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
公共施設に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（第1号事業）	公共施設に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジエネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア) 間接補助事業者が都道府県、政令市、民間企業（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合と共同申請する事業者）、これらが設立する地方公共団体の組合の場合2分の1 (イ) 財政力指数※1が0.8以上の政令市未満市町村及び特別区、これらが設立する地方公共団体の組合の場合3分の2 (ウ) 財政力指数※1が0.8未満の政令市未満市町村及び特別区、これらが設立する地方公共団体の組合の場合4分の3</p>
民間施設等に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業	民間業務用施設に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

業（第2号事業）	<p>コジェネレーションシステム、蓄電池等を導入する事業（第2号事業の1）</p> <p>費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>		<p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
	<p>民間施設等に防災・減災及び<u>ZEBの実現に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム、蓄電池等、その他省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業（第2号事業の2）</u></p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める割合及び上限により算定された額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>①延床面積 10,000 m²未満の民間建築物（新築に限る） 割合 3分の2 上限 5億円／年（延床面積 2,000 m²未満の場合は上限 3億円／年）</p> <p>②延床面積 2,000 m²未満の民間建築物（既設に限る） 割合 3分の2 上限 3億円／年</p> <p>③地方公共団体所有の建築物（面積制限なし） 割合 3分の2</p>

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

			上限 5 億円／年（延床面積 2,000 m ² 未満の場合は上限 3 億円／年）
--	--	--	--

※1 財政力指数：総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」に基づく。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ② 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
	(間接工事費) 共通仮設費		① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費		請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

	付帯工事費 機械器具費 測量及試験費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

号	区分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超える金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

別表第3

1 区分	2 貹目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料 賃金 諸謝金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及 賃借料 消耗品費 備品購入	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。 この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。 この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。 この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。 この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。 この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。 この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。 この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。 この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な
		賃金		
		諸謝金		
		旅費		
		需用費		
		役務費		
		委託料		
		使用料及 賃借料		
		消耗品費 備品購入		

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

				経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
--	--	--	--	---------------------------------------

○参考内容

参考 1 ZEBについて

2014年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、「建築物については、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）を実現することを目指す」とする政策目標が打ち出されている。

ZEBの定義は、平成27年12月に公表された資源エネルギー庁の「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ」で、以下の定義が示されている。

【ZEBの定義・判断基準】

ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法（パッシブ手法）を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

また、ZEBは一次エネルギー消費量の削減率によって、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyの3段階に分類されている。一次エネルギー消費量の削減率は以下の式で求められる。

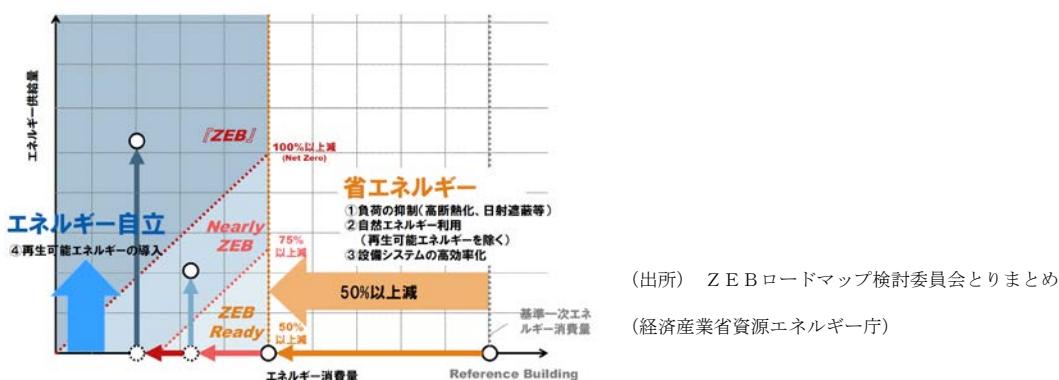
$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量} (\text{空調} + \text{換気} + \text{照明} + \text{給湯} + \text{昇降機})}{\text{基準一次エネルギー消費量} (\text{空調} + \text{換気} + \text{照明} + \text{給湯} + \text{昇降機})}$$

表 ZEBの定義・要件

名称	定義	1 - 設計一次エネルギー消費量／基準一次エネルギー消費量		創エネの形態
		創エネ除く	創エネ含む	
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	50%以上 かつ	100%以上	自家消費分に加え、売電分も対象（設置場所は敷地内）
Nearly ZEB	ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物		75%以上～100%未満	
ZEB Ready	外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備等を備えた建築物		50%以上～75%未満	

※「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）またはこれと同等の方法による計算で、
「その他負荷」を除き設計時で評価する。

※建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の中で、上記要件を達成すれば、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyの表示が可能。



※本ページのZEBの定義・要件等は、第2号事業の2のみに係るものである点に注意すること。

本事業では、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyを含めた「広義のZEB」をZEBと示す。

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

参考2 一次エネルギー消費量及び建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）による計算について

●一次エネルギー消費量について

・設計一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量 (E_T) は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める設計一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと（空調 (E_{AC}) 、換気 (E_V) 、照明 (E_L) 、給湯 (E_W) 、昇降機 (E_{EV}) 、エネルギー利用効率化設備（PV+コーチェネ）（ E_S ）、その他 (E_M)）の設計一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{設計一次エネルギー消費量 } (E_T) = E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M$$

・基準一次エネルギー消費量

基準一次エネルギー消費量 (E_{ST}) は、建築物エネルギー消費性能基準等で定める基準一次エネルギー消費量計算で求められる設備用途区分ごと（空調 (E_{SAC}) 、換気 (E_{SV}) 、照明 (E_{SL}) 、給湯 (E_{SW}) 、昇降機 (E_{SEV}) 、その他 (E_M)）の基準一次エネルギー消費量から算出した数値とする。

$$\text{基準一次エネルギー消費量} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M$$

一次エネルギー削減率 =

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量 } (E_T) - \text{その他 } (E_M) + \text{エネルギー利用効率化設備 } (PV) \quad (E_S*)}{\text{基準一次エネルギー消費量 } (E_{ST}) - \text{その他 } (E_M)}$$

*ESは再生可能エネルギーを利用した発電に限る

●建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）による計算について

建物や各設備のデータを WEB プログラムに入力し、外皮性能（PAL*）と設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量を計算する。

設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算は、建築物の用途・規模に関わらず建築物エネルギー消費性能基準等*に記載された外皮性能の算定方法、設計一次エネルギー消費量・基準一次エネルギー消費量の算定方法に基づき算出する。

この WEB プログラムによる計算は通常計算法（標準入力法、主要室入力法）を使用し、モデル建物法は使用しないこと。

自ら所有している設備等であって補助対象外の設備（他の補助金併用も含む）も、エネルギー消費量計算に算入して差し支えない。

計算にあたっては、必ず実用途に近い室用途を選択すること。

* 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法という）に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」（建築物エネルギー消費性能基準等）

参考3 補助金に係る消費税等の仕入控除について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、(1)の計算方法により補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

ただし、(2)に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができることとします。

(1) 補助対象経費区分毎の計算方法

①人件費（労務費）

補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならぬいため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

②事業費等

(i) 事業費等の大半は課税仕入れであることをふまえ、経費の合計額に $100/108$ を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(ii) 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

③一般管理費

(i) 一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。

(ii) 積上げにより積算する場合、②(i) 同様に一般管理費の合計額に $100/108$ を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(2) 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念されます。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認すること及び補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めるこことにより、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定をおこなうことができることとします。

(i) 消費税法第 5 条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】

納税義務者でないこと

(ii) 消費税法第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業主：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が 1 年でない法人の場合、原則として 1 年相當に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が 1,000 万円以上でないこと。

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であること※

②課税事業者を選択していないこと

③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

※ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されません。

④特定期間（個人事業者：前年 1 月 1 日～ 6 月 30 日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が 1,000 万円を超えないこと

(iii) 消費税法第 37 条第 1 項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること

本資料は（案）の段階のものため、
公募に当たっては、施行版を必ず確認ください。

- ②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- ③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- ④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

(iv) 消費税法第 60 条第 4 項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人等を含む）に該当すること。

(v) 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること

(vi) (i) から (v) 以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者

【注意事項】

補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。